

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からY工程で自動車用バッテリーの製造業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月からY工程に新規工程を追加する現場での準備が始まったが、同月中旬、その新規工程に最も詳しい上司のD班長（以下「D班長」という。）が他の部署に異動した。後任のE班長（以下「E班長」という。）はW工程との兼務で新規工程が全く分からず、請求人に新規工程の全責任がのしかかった上、E班長から業務に関して難癖をつけられるなどされていたところ、請求人に、食欲不振、頭痛、不眠、下痢等の症状が出現し継続したため、請求人は、同年〇月〇日、Fクリニックに受診し「適応障害」、さらに、同日、Gクリニックに受診し「気分障害」と診断された。請求人は、休職して加療し、平成〇年〇月〇日から他の部署で職場復帰したものの、同年〇月〇日、再び体調不良となり休職したとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によると、請求人は、要旨、平成〇年〇月にうつ病を発病し、外来治療により軽快したが、平成〇年〇月に再燃していることなどから、最初の受診日である平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F33.1 反復性うつ病性障害、現在中等症エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人の症状等の経過に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前6か月間（以下「評価期間」という。）において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的長時間労働は認められない。

(4) 請求人らは、評価期間における「新規工程の追加」、「E班長による嫌がらせ」及び「白線帽子の不支給」という業務による出来事について、その心理的負荷の全体評価は「強」である旨主張するので、以下、検討する。

ア 「新規工程の追加」について

請求人は、新規工程の追加により、混流生産を初めて経験することになったと主張するが、自動車用バッテリーの製造業務という基本的な業務内容に大きな変更があったとは認められない。ただし、混流生産が実際に始まった平成〇年〇月以降、請求人の時間外労働時間数は、それ以前と比べおおむね20時間以上増加し、1か月当たりおおむね45時間以上となったことが認められることから、当該出来事は、業務による心理的負荷評価表の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）の項目に該当し、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ 「E班長による嫌がらせ」について

請求人がE班長から業務に関して難癖をつけられたと主張する内容は、いずれも業務指導の範囲内と認められる。また、平成〇年〇月の有給休暇の取得拒否については、時季変更権の行使として問題がないとはいえないものの嫌がらせとまでは認められない。

なお、H社員は、要旨、E班長は請求人に対し、トラブルがあった場合、「バカでしょ」とか「こんなのサルでもできる」などかなりひどい言い方をし、週一回くらいはあったと思うと申述しており、当該出来事は、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度Ⅲ）の項目に該当すると判断する。ただし、H社員は、同時に、「だからといって険悪な感じではなく、(中略)仲は悪くなかったと思う。」と申述しており、請求人からも特段の主張はなく、E班長による人格や人間性を否定するような言動が執拗に行われたとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ 「白線帽子の不支給」について

請求人がY工程の正式な工程リーダーであったとの確認はできないが、仮に請求人が正式な工程リーダーであったとして検討しても、請求人が会社から白線帽子を支給されなかったことによる賃金等の処遇上の不利益や業務遂行上のトラブルがあったとの事実は認められず、業務による心理的負荷評価表の「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）の項目に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 上記のとおり、請求人の評価期間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」2つであり、仮に検討した「弱」1つを含めても、全体評価は「中」であり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人らは、請求人が平成〇年〇月〇日にW工程の応援に行かされたことが本件疾病の再燃の原因となった旨主張するが、当該出来事は、本件疾病を著しく悪化させるような業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当するとは認められない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。